

議第 56 号

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 30 日 提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

度重なる職員の不適切な事務処理による市民の信頼失墜に対し、市長及び副市長の給与を減額するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

下呂市長等の給与の特例に関する条例（平成28年下呂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、平成28年5月1日から<u>令和2年4月17日</u>までの間において、市長、副市長及び教育長の給与を減ずる措置を講ずるため、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号。以下「特別職給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、平成28年5月1日から<u>平成32年4月17日</u>までの間において、市長、副市長及び教育長の給与を減ずる措置を講ずるため、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号。以下「特別職給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。</p>
<p>（市長の給料の特例）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長の給料月額は、平成31年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に20パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>5 <u>市長の給料月額は、令和元年10月1日から令和元年12月31日</u>までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に25パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>6 市長の給料月額は、令和2年1月1日から<u>令和2年4月17日</u>までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に20パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>（市長の給料の特例）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長の給料月額は、平成31年4月1日から<u>平成32年4月17日</u>までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に20パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(副市長の給料の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副市長の給料月額は、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>5 <u>副市長の給料月額は、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に15パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u></p> <p>6 <u>副市長の給料月額は、令和2年1月1日から令和2年4月17日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>(副市長の給料の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副市長の給料月額は、平成31年4月1日から平成32年4月17日までの間において、特別職給与条例第3条の規定に関わらず、同条に定める額から当該額に10パーセントを乗じて得た額を減じた額とする。</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 要綱

1. 改正理由

度重なる職員の不適切な事務処理による市民の信頼失墜に対し、市長及び副市長の給与を減額するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 市長及び副市長の給料月額の特減率に、3ヶ月間5パーセントを上乗せします。
(第2条及び第3条関係)

(2) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則関係)